

予 算 決 算 常 任 委 員 会 記 録

1. 開催日時 令和 3 年 3 月 18 日（木） 午前 11 時 25 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員 重村委員長ほか議長を除く議員全員
4. 委員外出席議員 武田議長
5. 欠席委員 先野委員
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 石本局長・岡本主査
8. 協議事項
3 月定例会本会議（3 月 18 日）から付託された事件（議案 1 件）
9. 傍聴者 なし

会議の概要

- ・ 開会 午前 11 時 25 分 閉会 午後 12 時 01 分
- ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和 3 年 3 月 18 日

予算決算常任委員長

重 村 法 弘

記 録 調 整 者

山 下 賢 三

重村委員長 本日の出席委員については委員 16 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、予算決算常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくよう、お願いします。委員におかれましては関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますよう、お願いします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますよう、お願いします。円滑な進行に努めてまいりますので、ご協力をお願いします。それでは、これより本会議で本委員会に付託されました議案 1 件について、審査を行います。議案第 41 号「令和 2 年度 長門市一般会計補正予算（第 14 号）」を議題とします。審査は、第 1 条 歳入歳出予算の補正から第 3 条 地方債の補正までを一括し、別紙一覧表に沿って、質疑を行います。はじめに、企画総務部の 財政課、企画政策課、総務課 及び 防災危機管理課所管について、一括して審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

長尾企画総務部長 （補足説明）

重村委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

綾城委員 ひとまず予算書 12 ページ、13 ページ「新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金」についてお尋ねします。これ、1 億 1,323 万 5,000 円上がっておりますけども、これは三次の臨時交付金ということですけど、少しちょっと少ないように感じているんですが、これ全額がここに計上されているのかお尋ねします。

堀企画総務部政策調整監 第 3 次の内示額、国のほうの金額につきましては 2 億 9,994 万 8,000 円のご提示でございます。そのうち、この交付金につきましては、国の内部での繰り越しということも認められておるところでございます、その分を差し引いた額でございます。その分については 2 億 927 万 7,000 円と考えさせていただいた中で、この度の補正については 1 億 1,323 万 5,000 円を計上させていただいたところでございます。

綾城委員 この度コロナウイルスの感染症による経済対策とか（いろいろな）ことが入っておりますけれども、この 1 億 1,323 万 5,000 円、これはそれ以外に金額を照らし合わせてみると、少し足が出ておりますけど、それ以外にも当たりというふうに考えていいですか。内訳をお尋ねいたします。

高橋財政課長 追加補正の臨時交付金として 1 億 1,323 万 5,000 円を計上させていただいておりますけども、内訳としましては、先ほど堀調整監のほうで申

しましたけれども、後ほど出てまいりますけども、追加の臨時経済対策に対しまして、8,321万3,000円を充当しております。これが3次分のコロナ対策の臨時交付金になります。先ほど触れておりますけど、残りの全体的には2億9,994万8,000円ほど交付内示がございますけれども、そのうち、2億927万7,000円は国のほうで繰り越しをして、令和3年度で活用できるという形になっておりますので、今回は国の本省のほうで繰り越し処置をしております。1億1,323万5,000円から、先ほど申しました8,321万3,000円を除きました3,002万2,000円につきましては、すでに計上しておりますコロナ対策の関係の事業の実績見込みがすでに分かっておる部分ですけれども、その部分を1次、2次の交付金になりますけれども、その部分を調整いたしましてこの度の光ケーブル、また、先ほども部長の補足説明でもありましたけれども、12月の追加補正で行いました緊急経営維持給付金の一般財源で措置しておりましたので、その実績に対しまして充当するというふうな形で財源補正をさせていただいたところでございます。

重村委員長 ご質疑もないので、質疑を終わります。次に、消防本部 所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

杉村消防長 (補足説明)

重村委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 11:35 —

— 再開 11:36 —

重村委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、産業戦略課 所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

小林経済観光部長 市長の提案説明のとおりであり、補足説明は特にごございません。

重村委員長 以上で、補足説明は終わりましたので（補足説明はないようですので）、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

林委員 お疲れ様です。予算書14ページ、15ページの第5款「労働費」第1項「労働諸費」にあります、新型コロナウイルス感染症に対応した長門市緊急経済対策離職者支援給付金、120万円についていくつかお尋ねします。まず1点目はこの給付対象者というのはどういった方を想定されているのかお尋ねします。

吉村産業戦略課主幹 給付対象者につきましては、新型コロナウイルス感染症

の影響によりまして、事業主の都合による離職をされた方が対象となってまいります。

林委員 そりゃ書いているから分かるけども、どういった方を想定しているのか。パートタイム労働者とか、私はそういうことを聞いているんです。

吉村産業戦略課主幹 失礼いたしました。今、正規、非正規問わず、週 20 時間以上の労働時間のある方が雇用保険の対象になってまいりますので、そういった方全てで、事業主都合の離職された方が対象となります。

林委員 それで、その対象となられる方はどういうかたちで補足されるというのか、周知も含めて、雇用主に周知するのか、そのあたりがどういったかたちに・・・離職された方がどういったかたちでその制度にアクセスできるのかをお尋ねします。

吉村産業戦略課主幹 周知につきましてですが、制度周知につきましてはもちろん会議所等の商工団体を通じながら市のホームページも通じて周知徹底を図ってまいろうと思っております。離職者につきましても、ハローワークにはもちろん情報提供をしながら、離職届を出される時にこういった制度があるということの周知は現在所長の方にはお願いをしているところでございますが、あとはホームページ、ほっちゃテレビなどの広報、できる限りの広報手段を使って、周知徹底に努めてまいりたいと考えているところでございます。

林委員 最後に 1 点、雇用保険被保険者一人につき、10 万円を上限、最大 2 カ月間給付ということなんですけど、この 120 万円の根拠というのは何ですか。要するにどの程度を、今対象者は分かりましたけど 120 万円の根拠というのがあるはずなんですけど、どういった根拠で 120 万円という金額を設定されたのか、そのあたりについてお尋ねします。

吉村産業戦略課主幹 職安とも毎年このコロナ禍、この 4 月以降いろいろ意見交換を毎月意見交換をさせていただいておるところでございますが、離職の状況を見ますと、事業主都合による離職者というものが、月平均でだいたい 3 人とかくらいになってまいります。我々その方々の中で、この時期についてでございますが、第 2 次の緊急経済対策が行われて以降、離職をされた方を対象にしようと現在制度設計を進めているところなんですけど、その 1 月からとりあえず半年分というところの中で、20 万円の 6 か月分ということで予算措置をさせていただいたところです。

綾城委員 一点確認です。これ、収入として見なされるのかどうかというのを 1 点確認いたします。

吉村産業戦略課主幹 この（ ）につきましては収入として見なされないというふうに認識をしております。

重廣委員 それでは予算書は同じページなんですけど、説明資料にもございます、

がんばる中小企業者応援給付金について伺いたいと思います。この金額 4,500 万円ですか、ありますが、この積算根拠と、この市内で今想定している市内業者、どの程度あるのか説明願えたらと思います。

吉村産業戦略課主幹 この度の追加補正予算では、国の地方創生推進交付金の有効活用を図るということを観点としまして、本年 4 月から 5 月の年度初めに向けた緊急対策として、申請件数を 300 事業所と見込み、現在算定をしております。以降の件数については、6 月以降の状況を見て検討してまいりたいと思っております。現在想定している市内事業所数がどの程度かというお答えでございすけども、担当課といたしましては、1,000 事業所を想定しております。その内訳といたしましては、飲食店・ホテル・旅館などのサービス業で 200 事業所、その他の業種としまして 500 事業所、農林水産業等一次産業事業者で 300 事業所を想定しているところです。

重廣委員 最終的には 1,000 事業所くらいを見込んでいるという話でございましたが、今からこの金額というのは、4 月から 5 月の初めにという考えでおられると。それで対策だったらまた、国からの、これ国費ですよ。だから国からの経済対策というのは、まだまだずっと、たとえば今 300 を見込んでいると。今これ 700 ですよ。それを全部出されたときに、その財源ですよ。その確保というのはできるんでしょうか。そのあたり説明をお願いします。

伊藤産業戦略課長 まず、この経済対策につきましては、国・県・市と様々な今まで経済対策が行われてきた関係上、ちょっと事業者の収入額にどのように影響しているかという予測が非常に難しい。というのが、20%の減少分がやっぱりそれが事業収入で入ってきているところで、1,000 事業所という予想はありますけども、それ以下になる可能性も非常に含んでいるところでございます。そういう状況の中で交付金の関係ですけども、財源的なことは私のほうからはとは思いますが、先ほど財政課長が申し上げましたとおり、繰り越し予算として使える交付金と、国のほうで本省繰り越しをしたというふうにご説明申し上げたと思います。それが令和 3 年度で使える交付金というものが出てまいります。ここは私どもの課のみで一存で決めることができませんが、その活用も今後考えていく必要があろうかなというふうに思っております。

岩藤委員 今の課長の答弁でもありましたが、この説明資料にも書いてあります対象者で、令和 2 年度の事業売上が令和元年度と比較して 20%減少している市内業者全ての事業者というふうに書いてあります。この 20%という根拠はどこから来ているのか説明願います。

吉村産業戦略課主幹 20%の根拠でございすが、国のセーフティーネット保証という中小事業者を支援する補償制度があるわけですが、その第 4 号の突発的災害の売上減少基準が 20%になっておりまして、それを参考に 20%を設定

したところでございます。

綾城委員 市内全ての事業者というふうになりますけども、この（ ）それと NPO 法人、この度たとえば増加給付金、国のほうがありましたよね。それはたとえば NPO 法人とかそういったところは対象になっているんですけども、そういったところも広く対象となるのか、この全ての事業者の定義について確認をしたいと思います。

吉村産業戦略課主幹 事業所の定義でございますが、現在考えておりますのは中小企業基本法に基づく中小事業者を定義付けしたいというふうに思っております。本市におきまして、所得税等の申告をしている事業者、もしくは事業所の中でも法人住民税の均等割り等を納税している事業者等が対象になってまいります。NPO 法人であるからといって排除するものではなく、税務申告をされている、営業事業をやられている法人であれば対象になるかというふうに認識しているところです。

綾城委員 じゃあ国の持続化給付金に申請して、給付決定が下りた事業者さんも対象になるというふうな考えでよろしいですか。

吉村産業戦略課主幹 国の持続化給付の場合であれば売上減少 50% でしたが、売上減少要件を満たせば同様の、議員お見込みのとおりでございます。

綾城委員 それと 1 点確認なんですけども、今長門市で所得税を払っている業者というところは基本的に対象となっているというふうなことをおっしゃいまして、一例ですけども、元乃隅神社ですけども、たとえば長期に渡ってお客様がなかなかコロナの影響もあってとか、感染予防対策の影響もあってとか。長期に渡ってお客様を入れることが難しいというところで、たとえばスタッフさんの人件費であるとか、そういったところがなかなか担保できないというようなことを（ ）。で、問題なのはこういうのにそういうところが、これ指定管理の料金に入っていないですね。あそこは。指定管理料ゼロになっていると思います。だけどそういったところは、ちゃんと所得税払っているはずですよ。消費税も払うと関連事業者になっているというところの中で、そういうところはそういう事業も対象になるのか、ならないのかというところを 1 点確認したいと思います。

伊藤産業戦略課長 大変申し訳ございません。元乃隅神社の駐車場の指定管理の内容についてはちょっと、私ども不案内でございますので、大変申し訳ないんですけども、通常は管理協定の中でそういう人件費をどうするのかとか、年度で収支の不足をどうするのかというのは多分うたってあると思います。そうではなくて、事業としてそこがマイナスというふうにちゃんとみなして、税も納められているならそれは対象になるというふうに認識はしております。ですので、管理協定の中身を見てみないと、それぞれの個別の団体の形態では違う

のではないかというふうな認識を持っております。

綾城委員 なんか、いろんなものにアクセスするんだけど、何の補助金の対象にも、助成金とかそういった国の雇用情勢もそうですが、何にも対象にならないというところで、自力でやっていくのは非常に苦しいというような声も聞いているので、そのへん配慮いただけたらと思います。それで1点、先ほどは10万円のほうの生活給付というか、そちらのほうは収入にはならないということでしたけど、これは今度事業収入になると、(給付)を受けたら事業収入になるというふうな解釈でよろしいですか。

吉村産業戦略課主幹 議員お見込みのとおり、こちらの部分については事業収入になるというふうに考えております。

綾城委員 最後です。1つ確認です。今回タクシーとか運送、運輸関係の方が事業所さんの支援のほうの予算を計上されておりますけど、こういった事業所さんにも今回の今の15万円のものを()こちらでも申請できるというふうな解釈でよろしいですか。

吉村産業戦略課主幹 本事業の事業目的でもあります、事業継続意欲を保持するためというところがございますので、議員お見込みのとおり、交通事業者も交通事業継続支援金の事業を計上させていただいておりますが、この事業も一緒になるというふうな考えでおります。

重廣委員 今綾城委員のほうからチラッと出ましたが、交通事業者等事業継続支援事業について伺いたいと思いますが、まずこれも金額が割と多くございますよね。この積算根拠と言いますか、これについて説明願いたいと思います。

吉村産業戦略課主幹 積算根拠でございますが、交通事業者、路線バス並びにタクシー事業者、その他交通事業者等でございます。路線バスにつきましては、1系統あたり、市内運行の車両台数3事業者で27台、50万円を今計上させていただいております。タクシーにつきましては、基本額の35万円に6事業者のタクシー事業者がタクシーを市内運行する事業者がでございます。それに車両保有台数であります61台を1万円で算出をしたところでございます。その他としましては、福祉タクシーでありましたり、介護タクシー等の事業者がでございます。そういった事業者が今現在8事業者あると担当課としては把握しておりまして、それも同様に35万円の基本額に対しまして1万円の現在市内保有台数18台としておりますので、その分を予算計上したところでございます。

重廣委員 今の説明を伺いまして、やはり路線バスの支援というのが一番金额的には多くなるのではないかと思います。これ説明資料の中に「事業継続のための支援金」という表現がございますよね。路線バスに関しましては、先日も委員会でありましたが、補てんをしております。赤字補てん。これと、この支援との違いと申しまししょうか、何かダブリそうな気がして怖いんですが、こ

のあたりの説明をお願いします。

吉村産業戦略課主幹 今委員ご指摘のありましたバス路線運行維持対策事業費補助、これは市内を運行しておりますバス系統の維持確保を目的として、市民の足となる部分をしっかりと確保していくというところがまず一つの目的であります。今年度のバス路線運行維持対策事業費、令和2年度分につきましては、対象となる期間が元年の10月から令和2年9月までの運行に要する費用の欠損額を補助いたしております。従いまして、9月以降の欠損補てん額は令和3年度の予算で措置されるわけですが、支払いのタイミングというものが、どうしても令和3年の10月以降がバスが決算が締めまして、どうしてもバスの補助金を支給するのはこのタイミング、来年度のタイミングになります。秋以降の影響のところの部分について、交通事業者についてはかなりやっぱり厳しいというふうなところなんです。この度の支援事業につきましては、そのバス系統の維持確保という目的ではなく、交通事業者の事業継続を支援するという目的でございますので、担当課といたしましては、その（支出）の部分については違うものであるというふうに考えておるところです。

重廣委員 最後にしたいと思います、このタクシー・代行等は私は何も言いませんが、バスに関しましてですね、今2年度の場合は9月までというふうな、今度は3年でつい最近委員会、今年度予算の中にも当然2年の10月から3年の9月までという予算がみてありますよね。それと今言われました、路線をなくさないための赤字補てんと、この事業継続のための支援金というのは、いずれにしても赤字であるから事業保証しなければいけないという気持ちがあるんですが、その違いがなかなか把握できないと。分かりますか。この路線は置いておいていただきたいから赤字に関しては補てんしますよというのがバス路線の補助なんです。この度出ました事業継続のための支援、どこもコロナ等で赤字近くになっていますので、事業継続していただきたいという気持ちがあるんですけど、内閣のバス路線に関しては特に優遇されているような気持ちになるんですが、そのあたりの違いを説明していただいたらと思います。

伊藤産業戦略課長 ちょっと主幹と同じ部分はあるかもしれませんが、まず赤字補てんというところ、言ったらバス路線の運行維持対策事業費なんです、これは運行系統による収支の運行の赤字分の算出ルールに基づいた補てんという考え方で私どもはおります。で、これはあくまで市民の足を確保することで認識をしているところでございます。今回の事業はあくまで経済対策で、先ほど主幹も申し上げましたが、経営維持のために臨時交付金を活用して、臨時給付金はもちろん、経営の直接補てんはできませんので、市民の足を守るために経営維持をしていただくというような我々は考え方の性質の違い、先ほど主幹も申し上げましたが、そのような認識でここの制度設計をした

ところでございます。

綾城委員 1点確認です。ということは、これはだから、先ほどは令和元年度、2年度の差異が20%、減だったら15万円の申請ができますよということですが、これがだから売上減とかそういったことではなくて、事業者さんが申請できる、売上減少20%とか15%とか関係なくできるというイメージで良いですか。

伊藤産業戦略課長 議員お見込みのとおりでございます。

重村委員長 ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 12:00 —

— 再開 12:01 —

重村委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第41号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手 全員です。よって、議案第41号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで予算決算常任委員会を閉会します。どなたもご苦労さまでした。

— 閉会 12:01 —